

新型コロナウイルス感染症 に対する中小企業者向 け支援策ガイドブック

○熊本市緊急家賃支援金相談窓口 P.40
0570-096-700

○持続化給付金事業コールセンター（国） P.45
0120-115-570
（IP電話専用回線：03-6831-0613）

○熊本市特別定額給付金コールセンター P.78
0570-096-456

令和2年5月22日

熊本市
（経済観光局扱い）

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大により、地域経済が甚大な影響を受ける中、本市をはじめ熊本県、国においてもこれまでに様々な支援策が講じられてきております。

本ガイドブックは、影響を受けている事業者の方々にご利用いただける支援策を分かりやすく下記の通り分類してまとめたものです。

1 各種相談窓口	P. 1
2 資金繰り支援	P. 6
3 補助金・助成金等	P. 40
4 その他	P. 64

是非とも本ガイドブックをご活用いただき、皆様へのご支援の一助となれば幸いです。

《目次》

1 各種相談窓口	
熊本市総合相談窓口	P.1
関係機関	P.2
2 資金繰り支援	
中小・小規模事業者向け資金（比較）	P.6
熊本市の利子補給	P.8
施設名等公表の要請にご協力をいただいた事業者への支援	P.9
熊本県信用保証料制度について	P.10
金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）	P.12
金融円滑化特別資金 （セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分）	P.13
金融円滑化特別資金（危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分）	P.15
緊急時短期資金	P.17
緊急時条件変更	P.18
資金繰り支援内容一覧	P.19
セーフティネット保証4号・5号	P.20
危機関連保証	P.21
熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金	P.22
新型コロナウイルス感染症特別貸付	P.24
商工中金による危機対応融資	P.25
新型コロナウイルス対策マル経融資	P.26
特別利子補給制度（実質無利子）	P.27
セーフティネット貸付の要件緩和	P.28
生活衛生関係の事業者向け融資制度	P.29
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	P.30
新型コロナウイルス対策衛経融資	P.31
特別利子補給制度（実質無利子）	P.32
衛生環境激変対策特別貸付	P.33
小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等	P.34

	新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について	P.36
	DBJ・商工中金による危機対応融資	P.38
	熊本市の農業者向け金融支援	P.39
3	補助金・助成金等	
	熊本市緊急家賃支援金	P.40
	熊本県休業要請協力金	P.43
	熊本県事業継続支援金	P.44
	持続化給付金	P.45
	熊本市小規模事業者等緊急支援補助金	P.49
	生産性革命推進事業	P.50
	ものづくり・商業・サービス補助	P.52
	持続化補助（一般型）	P.53
	持続化補助（コロナ対応特別型）	P.54
	IT導入補助	P.55
	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	P.56
	雇用調整助成金の特例措置	P.57
	雇用調整助成金の特例措置 更なる拡大について	P.58
	小学校休業等対応助成金	P.59
	個人向け緊急小口資金等の特例	P.61
	テレワーク導入支援策	P.62
4	その他	
	新型コロナウイルス感染症対策 オンライン合同就職説明会	P.64
	納税猶予・納付期限の延長	P.65
	欠損金の繰戻し還付	P.70
	固定資産税等の軽減	P.71
	厚生年金保険料等の猶予制度	P.73
	国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の 取扱いについて	P.74
	電気・ガス料金の支払猶予等について	P.75

<u>水道料金・下水道使用料の支払猶予等について</u>	P.76
<u>リンク集</u>	P.77
<u>特別定額給付金</u>	P.78
<u>熊本県行政書士会 相談窓口（新型コロナウイルス感染症対策）</u>	P.79

更新情報

○熊本市緊急家賃支援金 P.40

給付額 1か月分の家賃（上限額35万円）の8割相当額

○熊本県休業要請協力金 P.43

給付額 1事業者当たり一律10万円

○熊本県事業継続支援金 P.44

給付額 法人20万円（上限額） 個人事業者：10万円（上限額）

○持続化給付金 P.45

給付額 法人：200万円、個人事業者：100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■第4版での変更点

【新たに掲載した項目】

○新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について	P.36
○熊本市小規模事業者等緊急支援補助金	P.49
○新型コロナウイルス感染症対策 オンライン合同就職説明会	P.64
○熊本県行政書士会 相談窓口（新型コロナウイルス感染症対策）	P.79

【掲載情報を更新した項目】

○熊本市総合相談窓口	P.1
○施設名等公表の要請にご協力をいただいた事業者への支援	P.9
○熊本県事業継続支援金	P.44
○持続化給付金	P.45
○持続化補助（コロナ対応特別型）	P.54
○テレワーク導入支援策	P.62
○電気・ガス料金の支払猶予等について	P.75

相談窓口 (熊本市)

- ◆ 経営に関すること ◆ 資金繰りに関すること、
- ◆ 国・県・市の支援策等に関すること、などをご相談いただけます。
- ◆ 労務相談に関すること ◆ セーフティネット保証の受付・申請・相談 など

◇電話・メール等によるご相談を行っております◇

お電話、メールにより皆様からのご相談を受け付けます。経営に関する専門的なご相談は、中小企業診断士等にお繋ぎします。

- 【相談時間】** 月曜～金曜／午前9時～午後5時
※5月中は、土・日・祝日もご相談いただけます。
- 【連絡先】** TEL : 096-355-2112
e-mail:corona-keieishien@stsplaza.jp
FAX : 096-355-2120

※メール・FAXによるご相談 24時間受け付けております。回答は、後日返信いたします。

◇ご希望の皆様には、面談によるご相談も行っております◇

面談については、予約制になっておりますので、上記電話番号にご連絡ください。

- 【面談会場】**
- ◎ くまもと森都心プラザ 4F ビジネス支援センター
月曜～土曜／午前10時～午後8時 ※祝日及び毎月第3水曜日は除く
日曜・祝日／午前10時～午後6時
 - ◎ 熊本市役所駐輪場8階会議室（市役所別館）
月曜～金曜／午前9時～午後5時

* 面談には、決算書等の財務状況が分かる資料を お持ちいただきますとより詳しいご相談が可能です。

相談窓口

熊本市の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会並びに経済産業局等に「相談窓口」を設置しております。

相談内容が具体的な融資の場合は日本政策金融公庫、商工中金、保証の場合は、信用保証協会にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者向けの特別相談窓口（連絡先電話番号）

◆日本政策金融公庫

平日	熊本支店	中小企業事業	(電話番号) 096-352-9155	9時～17時
		国民生活事業	(電話番号) 096-353-6121	9時～17時
休日	電話相談のみ	中小企業事業	(電話番号) 0120-327790	9時～17時
		国民生活事業	(電話番号)0120-112476	9時～17時

◆商工組合中央金庫

平日	熊本支店	(電話番号) 096-352-6184	9時～15時
休日	フリーダイヤル	(電話番号) 0120-542-711	9時～17時

◆熊本県信用保証協会

平日	(電話番号) 096-375-2000	9時～17時15分	→ (電話対応のみ)
土日・祝日	(電話番号) 096-375-2000	9時～17時	

相談窓口

◆熊本商工会議所

平日	(電話番号) 096-354-6688	8時30分～17時15分
----	---------------------	--------------

◆熊本県商工会連合会

平日	(電話番号)096-325-5161	9時～17時
----	--------------------	--------

◆商工会

託麻商工会	(電話番号)096-380-0014	8時30分～17時15分
北部商工会	(電話番号)096-245-0127	8時30分～17時15分
河内商工会	(電話番号)096-276-0342	8時30分～17時15分
飽田商工会	(電話番号)096-227-0852	8時30分～17時15分
天明商工会	(電話番号)096-223-2022	8時30分～17時15分
富合商工会	(電話番号)096-358-2521	8時30分～17時15分
城南商工会	(電話番号)0964-28-2317	8時30分～17時15分
植木町商工会	(電話番号)096-272-0236	8時30分～17時15分

◆熊本県中小企業団体中央会

平日	(電話番号)096-325-3255	8時30分～17時15分
----	--------------------	--------------

熊本県よろず支援拠点

平日	(電話番号)096-286-3355	9時～17時
土日・祝日	(電話番号)096-286-3355	9時～17時

※当面の間、土曜・日曜・祝日も対応

中小機構九州本部企業支援部企業支援課

平日	(電話番号)092-263-0300	9時～17時
土日・祝日	(電話番号)092-263-0300	9時～17時

※休日専用の相談窓口へ転送

九州経済産業局産業部中小企業課

平日	(電話番号)092-482-5447	9時～17時
土日・祝日	(電話番号)092-482-5447	9時～17時

経営相談窓口の開設

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

➡ 平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日のご相談

※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>



専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上の拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。

最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。

平日のご相談

経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日のご相談

土日・祝日も相談を受け付けております。
開設している窓口を、右のQRコードよりご確認ください。



②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。

※派遣申請に当たっては、事前により支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

最寄りのよろず支援拠点・地域プラットフォームまでご相談ください。

よろず支援拠点については、①のお問合せ先を、

地域プラットフォームは以下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。

<https://www.mirasapo.jp/regionplatform/about.html>



③テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始します。

中小企業基盤整備機構が事業開始に向けて現在準備中。

なお本事業とは別に、使いやすい業務用アプリをまとめたサイト「ここからアプリ」を立ち上げています。使いやすいITツールや活用事例を検索できますので、こちらも是非ご利用ください。



資金繰り

中小・小規模事業者向け資金（比較） （県、日本公庫、保証協会）

A 熊本県				
資金名	金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)			新型コロナウイルス感染症対応資金
	① 県独自	② 国 セーフティネット保証4号	③ 国 危機関連保証	
参照ページ	P.12へ	P.13へ	P.15へ	P.22へ
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲20%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 (▲20%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲15%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 (▲15%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高が減少(▲5%以上または▲15%以上) かつ ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けていること
融資 限度額	8,000万円	8,000万円	8,000万円	3,000万円
	①、②、③と合わせ、最大で 2.4億円 の借入が可能			
融資期間	10年以内			10年以内
うち 据置期間	1年以内		2年以内	5年以内
上限利率 (償還期間 による)	年2.30%以内	年2.00%以		年1.90%以内
保証料率	県が全額補助を実施			県が全期間補助を実施 ※一定の要件があります。
利子補給	熊本市が3年間利子の補助を実施			熊本県が当初3年間補助を実施
	実名公表の要請にご協力いただいた事業者 ※3年間⇒6年間利子の補助を実施			
借換え	熊本地震分(※)について可能 ※熊本地震に関する県の制度融資(SN4号、激甚、小規模おうえん資金) 及び市町村の特別融資分			保証付債務からの借り換えが可能 ※一定の要件があります。

	B 熊本県信用保証協会		C 日本政策金融公庫
資金名	①緊急時短期資金 (つなぎ資金)	②緊急時条件変更 (元本の据置)	①新型コロナウイルス感染症 特別貸付
参照ページ	P.17へ	P.18へ	P.24へ
利用要件	・新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業者	・新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業者 ※協会保証付の融資を返済中の者	・最近1カ月の売上高が、前年又は前々年同期比で減少(▲5%以上)等 かつ ・中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者
融資 限度額	月商の1カ月以内	—	・国民生活事業 6,000万円(別枠) ・中小企業事業 3億円(別枠) ①、②、③と合わせ、最大で 2.4億円 の借入が可能 ※通常の融資限度額は資金ごとに異なる
融資期間	6カ月以内	—	設備20年以内 運転15年以内
うち 据置期間	—	6カ月以内	設備5年以内 運転5年以内
上限利率 (償還期間 による)	各金融機関所定利率	—	基準利率▲0.9%(当初3年間) ※基準利率は公庫所定 特別利子補給制度については、27ページ参照
保証料率	0.45%~2.20% ※担保提供ありの場合等は▲0.1%	—	—
借換え	—	—	・国民生活事業 公庫資金分の借換えは個別相談 ・中小企業事業 不可

資金繰り

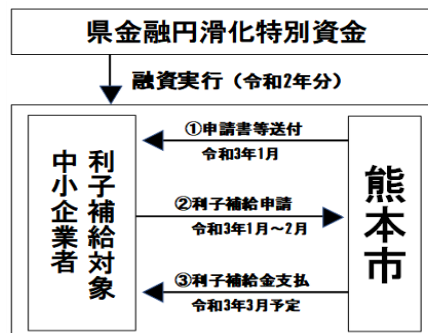
利子補給 (熊本市)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆様の、更なる資金繰りの円滑化を図るため、県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、熊本市が利子補給を行います。

対象者	・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」、「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者。 ・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し熊本市内で事業を営んでいる者。
補給期間	借入後当初3年間
利率上限	2.3%
補給対象借入額	8,000万円 ※「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」、「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」の新規資金需要にかかる合計借入額8,000万円を上限とする。
補給の申請	各年12月までの利子分を翌年1月～2月に申請
補給率	全額
備考	・県制度融資の運用開始日から適用 ・県及び市制度融資（熊本地震分）からの借り換えが可能 （※借換えの場合、熊本地震分の借入れ残額は、利子補給の対象とはなりません。）
問合せ先	ビジネス支援センター（くまもと森都心プラザ内）（平日9時～17時） 096-355-2112 熊本市 商業金融課 096-328-2424

【令和2年度の申請手続きの流れ】

- ① 融資を受けた事業者様に、熊本市から直接申請書等を発送します。（令和3年1月）
- ② 申請書等をご記入のうえ、熊本市へご提出ください。（令和3年1月～2月）
※別途、ご利用金融機関より「利子支払実績証明書」を発行していただいでください。
- ③ 申請された利子補給額をお支払いいたします。（令和3年3月予定）



資金繰り

施設名等公表の要請にご協力いただいた事業者への支援 (熊本市)

◆金融円滑化特別資金の 利子補給期間を延長

【補給期間】

3年間 ⇒ 6年間(3カ年延長)
(融資実行月から6年以内の最終償還日まで)

【申請時期】

各年12月までの利子分を翌年1月～2月

対象者	以下の①～②を満たす者で、新型コロナウイルス感染拡大防止のために協力する事業者と熊本市が認めた者 ①「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」、「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者。 ② 融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し熊本市内で事業を営んでいる者。
利率上限	2.3%
補給率	全額 (補給対象借入額が8,000万円以内の借入額に対する利子)
備考	■ 県制度融資の運用開始日から適用 ■ 県及び市制度融資(熊本地震分)からの借り換えが可能 (※借換えの場合、熊本地震分の借入れ残額は、利子補給の対象とはならない)

【問い合わせ先】商業金融課 096-328-2424

◆雇用調整助成金の 助成率の上乗せ

【助成対象】

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、市からの施設名等公表の要請があって施設名等公表等の協力を行った事業者として熊本市が認めた者

【支給額】

以下のいずれかのうち高い金額

①雇用調整助成金を支給決定した金額(最大8,330円(R2.5.19現在))の事業主負担(相当額)の1/2

②固定金額30万円

(ただし、国の特例により、雇用調整助成金の国の助成率が100%対象となる期間は対象外)

【支給例】解雇を行っていない中小企業 (R2.4～6月特例期間) の場合

<国の制度> 雇用調整助成金

国 9/10 (最大8,330円)	事業主 1/10
-------------------	----------

<市の制度> 本制度を活用した場合

事業主負担が1/2に ↓

国 9/10 (最大8,330円)	事業主 1/20	市 1/20
-------------------	----------	--------

※現在、国による雇用調整助成金の拡充の検討が続いており、また本市においても詳細を検討中であるため、一部支援内容が変更になる可能性があります。

【問い合わせ先】経済政策課 しごとづくり推進室 096-328-2377

熊本県信用保証料制度について

【概要】

信用保証料は、中小企業者の経営状況に応じて定められるため、利用者ごとに異なります。
原則として、直近2期分の決算書及び申告書の財務諸表をもとに9段階に区分されます。

○一般的な信用保証料

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
利用者負担	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

※なお、次のいずれかに該当する場合は、第5区分が適用されます。

1. 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない中小企業者であって貸借対照表及び損益計算書がない中小企業者
2. 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない中小企業者

【県の補助】

県の融資制度は、県が信用保証料の一部を補助し、中小企業者の負担を軽減しています。
補助手続き等は、県と信用保証協会とで行いますので、特段中小企業者が行う手続き等はございません。

信用保証料（融資制度別）

金融円滑化特別資金

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
県補助	0 ~ 0.60%								
利用者負担	1.30%	1.25%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

○セーフティネット1号から3号及び5号、6号該当の場合

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
県補助	0.10%								
利用者負担	0.75%								

セーフティネット4号の場合

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
県補助	0.35%								
利用者負担	0.50%								

○セーフティネット7号及び8号該当の場合

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
県補助	0.10%								
利用者負担	0.62%								

【参考】熊本地震による借入分の借換え(イメージ)

〈借換えを認めない場合〉

○返済済み額で生じた枠を利用し追加で借入するパターン(支払いが二重となる)

○現在借入額 :5,000万円	返済済み:4年	残高 :約3,400万円		
○融資期間 :10年 (うち1年据置)		返済額 :約50万円/月 ①	残存期間 :6年	
●追加借入額② :1,600万円		追加借入れ:約1,600万円 (借入合計 5,000万円)		
●融資期間 :10年 (うち1年据置)		返済額 : (1年目 据置期間中) 金利のみ 約2.2万円/月②		
		: (2年目以降) 元金、金利支払い 約16万円/月②'		
		1年目	2年目~6年	7~10年目
	返済合計額(①+②+②')	約52.2万円/月	約66万円/月	約16万円

〈借換えを認める場合〉

○借入残高のみを借換えするパターン

⇒1年間の元金返済猶予、月々の返済負担額が軽減される

○借換え額 :3,400万円		返済額 : (1年目 据置期間中) 金利のみ 約4.6万円/月③		
○融資期間 :10年 (うち1年据置)		: (2年目以降) 元金、金利支払い 約35万円/月③'		
		1年目	2年目~10年目	
	返済合計額(③+③')	4.6万円/月	約35万円/月	

○借入残高の借換えに加え、新規の借入れを行うパターン

⇒月々の返済負担額が軽減することにより、従来の返済額により、追加の借入れが可能となる

○借換え+新たな借入れ (3,400万円)(1,600万円) =合計 5,000万円		返済額 : (1年目 据置期間中) 金利のみ 約6.8万円/月④		
		: (2年目以降) 元金、金利支払い 約50万円/月④'		
○融資期間 :10年 (うち1年据置)		1年目	2年目~10年目	
	返済合計額(④+④')	6.8万円/月	約50万円/月	

資金繰り

A①金融円滑化特別資金 (新型コロナウイルス感染症対策分) (熊本県)

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度										
支援対象者	直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は 今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少している者										
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定年1.70%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定年1.90%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定年2.00%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定年2.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	融資期間	利率	3年以内	固定年1.70%以内	5年以内	固定年1.90%以内	7年以内	固定年2.00%以内	7年超	固定年2.30%以内
融資期間	利率										
3年以内	固定年1.70%以内										
5年以内	固定年1.90%以内										
7年以内	固定年2.00%以内										
7年超	固定年2.30%以内										
支援対象経費等	運転資金										
補助率	補助後保証料率：0% ※県が信用保証料を全額補助する ※熊本市が利子を3年間補助する										
限度額等	1企業 8,000万円 1組合 1億円										
借換え	<p>次の資金については、借換えができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融円滑化特別資金のうち、(6)のセーフティネット第4号認定者（平成28年熊本地震分）及び(7)～(10)の者を対象とする資金 <ul style="list-style-type: none"> (6) セーフティネット第1号から第4号及び第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 (7)平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (8)中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 (9)商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設・設備の復旧を行う者 (10)中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金（保証協会が債務の保証を行ったものに限る。） 金融円滑化特別資金のうち、様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者(P16 別表3-4)に該当する者又は(6)のセーフティネット第4号認定者（新型コロナウイルス感染症分）を対象とする資金（令和2年3月2日以降に貸し付けた分を含む。） 										
取扱期間	令和2年3月2日から運用開始										
事業主体 問い合わせ先	<ol style="list-style-type: none"> 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会（P.2～P.3 相談窓口参照） 取扱金融機関 商工振興金融課 096-333-2314 										

資金繰り

A② 金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分) (熊本県)

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度										
支援対象者	セーフティネット第4号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 ※市町村長から4号認定を受けるための要件 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。										
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定年1.50%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定年1.65%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定年1.80%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定年2.00%以内</td> </tr> </tbody> </table>	融資期間	利率	3年以内	固定年1.50%以内	5年以内	固定年1.65%以内	7年以内	固定年1.80%以内	7年超	固定年2.00%以内
融資期間	利率										
3年以内	固定年1.50%以内										
5年以内	固定年1.65%以内										
7年以内	固定年1.80%以内										
7年超	固定年2.00%以内										
支援対象経費等	設備資金又は運転資金										
補助率	補助後保証料率：0% ※県が信用保証料を全額補助する ※熊本市が利子を3年間補助する										
限度額等	8,000万円 ※（1）金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）、（3）金融円滑化特別資金（危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分）と併せて最大2.4億円										
借換え	次の資金については、借換えができる。 ・金融円滑化特別資金のうち、(6)のセーフティネット第4号認定者（平成28年熊本地震分）及び(7)～(10)の者を対象とする資金 （6）セーフティネット第1号から第4号及び第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 （7）平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 （8）中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 （9）商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設・設備の復旧を行う者 （10）中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 ・小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金 ・平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金（保証協会が債務の保証を行ったものに限る。） ・金融円滑化特別資金のうち、様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者(P16別表3-4)に該当する者又は(6)のセーフティネット第4号認定者（新型コロナウイルス感染症分）を対象とする資金（令和2年3月2日以降に貸し付けた分を含む。）										

取扱期間	令和2年3月2日から運用開始
事業主体 問い合わせ先	1 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P.2～P.3 相談窓口参照) 2 取扱金融機関 3 商工振興金融課 096-333-2314

資金繰り

A③ 金融円滑化特別資金 (危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分) (熊本県)

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度										
支援対象者	特例中小企業者（新型コロナウイルス感染症分）として市町村長の認定を受けた者 ※市町村長から特例中小企業者認定を受けるための要件 令和二年新型コロナウイルス感染症に起因して、経営に支障をきたしている中小企業者で、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。										
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定年1.50%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定年1.65%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定年1.80%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定年2.00%以内</td> </tr> </tbody> </table>	融資期間	利率	3年以内	固定年1.50%以内	5年以内	固定年1.65%以内	7年以内	固定年1.80%以内	7年超	固定年2.00%以内
融資期間	利率										
3年以内	固定年1.50%以内										
5年以内	固定年1.65%以内										
7年以内	固定年1.80%以内										
7年超	固定年2.00%以内										
支援対象経費等	設備資金又は運転資金										
補助率	補助後保証料率：0% ※県が信用保証料を全額補助する ※熊本市が利子を3年間補助する										
限度額等	8,000万円 ※（1）金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）、（2）金融円滑化特別資金（セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分）と併せて最大2.4億円										
借換え	<p>次の資金については、借換えができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融円滑化特別資金のうち、(6)のセーフティネット第4号認定者（平成28年熊本地震分）及び(7)～(10)の者を対象とする資金 <ul style="list-style-type: none"> (6) セーフティネット第1号から第4号及び第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 (7)平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (8)中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 (9)商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設・設備の復旧を行う者 (10)中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金（保証協会が債務の保証を行ったものに限る。） 金融円滑化特別資金のうち、様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者(P16 別表3-4)に該当する者又は(6)のセーフティネット第4号認定者（新型コロナウイルス感染症分）を対象とする資金（令和2年3月2日以降に貸し付けた分を含む。） 										

取扱期間	令和2年3月2日から運用開始
備考	この融資については、取扱金融機関は、本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い半年に一度、保証協会に対しその内容を報告するものとする。 ただし、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときはその延長した期間を含む。）中であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。
事業主体 問い合わせ先	1 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 （P.2～P.3 相談窓口参照） 2 取扱金融機関 3 商工振興金融課 096-333-2314

【参考】金融円滑化特別資金（要件抜粋）

別表3-4（新型コロナウイルス感染症）

項目	融資条件等
支援対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して減少している者又は今後2か月の売上高が前年同期の売上高と比較して減少する見込みである者
資金使途	運転資金
融資限度額	1企業、8,000万円

※融資期間、貸付方法、返済方法、融資利率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金の融資条件と同じ。

緊急時短期資金 (熊本県信用保証協会)

当面の運転資金をスピーディーかつ積極的に対応します。

対象者	新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業の皆さま
金額	月商の1ヵ月以内
期間	6ヵ月以内
保証料率	年 0.45%~2.20% ※財務内容等により決定されます。 ※なお、いずれの場合も担保提供のある中小企業者については、0.1%、会計参与を設置していることを登記により確認できる中小企業者については、0.1%を割引いた料率を適用する。
金利	金融機関所定利率
返済方法	一括
担保	原則不要
期限到来時の対応	長期資金へ借換えることができます。 別口で公的な融資制度等を活用することで、新たな資金調達も可能となります。
事業主体 問い合わせ先	1 熊本県信用保証協会 (P.2 相談窓口参照)

※金融機関および当協会での審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。

緊急時条件変更 (熊本県信用保証協会)

最長 6 カ月間の元金据置をスピーディーかつ積極的に対応します。

対象者	新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業の皆さま
期間	6 カ月以内
保証料率	据置期間内に事業の継続、改善に向けた専門家による支援をご希望の方は、当協会の「専門家派遣事業」(通称：専門家派遣サービス・ファイブ)をご活用ください。 専門家派遣サービス・ファイブとは… 中小企業診断士、税理士、弁護士、司法書士、社会保険労務士の 5 つの士業の専門家を無料で派遣する制度です。
期限到来時の対応	中小企業の皆さまの実情に合わせ、再度の元金据置の条件変更を含め柔軟に検討いたします。
事業主体 問い合わせ先	1 熊本県信用保証協会 (P.2 相談窓口参照)

資金繰り 支援内容一覧

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし	金利▲0.9引下げ	実質無利子融資
セーフティネット貸付 基準金利 【対象要件】 売上高等の要件はなし	新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経融資 危機対応融資 【対象要件】 売上高▲5%以上減少 <small>※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応</small>	+ 特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者 を対象に利子補給 【対象要件】 個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。
※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN5号：5月1日より全業種を指定しました。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

認定窓口の混雑緩和、事業者の利便性確保といった観点から、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した事業者については、従来30日間としていた認定書の有効期限を令和2年8月31日までに延長します。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※ご利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」
または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金

制度概要

県による制度融資を活用し、民間金融機関を通じた

実質無利子※・無担保・据置最長5年の融資を実施します。

あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の**保証料を半額又はゼロ**にします。

※事業者の皆様がお支払いした所定金利（1.9%以内）については、事後的に相当分を県がキャッシュバックします。

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下の要件を満たせば、**利子・保証料の減免**を行います。

	売上高▲15%	売上高▲5%
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
上記以外 (法人、個人中規模事業者)	保証料ゼロ・金利ゼロ	保証料1/2



その他の要件

- 融資限度額：3,000万円
- 補助期間：保証料は全期間、利子補給は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち元本据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

よくあるお問合せ



融資申し込みの流れはどのようになりますか？

まずはお取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。
また、最寄りの商工会や商工会議所等でもご相談を受け付けています。



融資申し込みに必要な情報を教えてください。

- ① 金融機関必要書類
- ② 信用保証協会必要書類
- ③ 市町村認定書 ※法律に基づく売上高減少についての証明書 など

※詳しくは、金融機関や商工会等の窓口でご案内があります。



融資申し込み期間を教えてください。

令和2年12月31日までに保証を申し込み、
令和3年1月31日までに貸付を受ける必要があります。



支払った利子のキャッシュバックの方法は？

お支払いいただいた利子は、県がキャッシュバックします。
金融機関や商工会等の窓口の案内にしたがって、融資実行後すみやかに必要書類を県へ提出してください。

【新型コロナウイルス関連制度融資に関するお問い合わせ】

取扱金融機関(※)へお願いします。

※肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合、熊本県医師信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八銀行及び宮崎銀行の本支店

【利子のキャッシュバックに関するお問い合わせ】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県 商工振興金融課

TEL : 096-333-2314

Mail : shoukoukinyuu@pref.kumamoto.lg.jp

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度
(27ページ)を併用することで実質的な無利子化を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【利下げ限度額】中小事業1億円、国民事業3,000万円

※金利は令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

➡ **平日のご相談** 日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

➡ **土日・祝日のご相談** 日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：098-941-1795

商工中金による危機対応融資

※危機対応融資に特別利子補給制度（27ページ）を

併用することで実質的な無利子化を実現

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。商工中金による危機対応融資の既往債務の借換えも可能。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額】3億円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
1.11%→0.21%（利下げ限度額：1億円）

※令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※受付を開始した2020年3月19日以降、制度の適用が開始した4月15日までに、危機対応融資の要件を満たしてつなぎ融資を受けた方は、4月15日以降に危機対応融資への借換えを行うことが可能です。

【お問合せ先】

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策マル経融資

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度（27ページ）
を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」の金利引下げとの合計で3,000万円となります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



▶ 土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象に。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：（日本公庫等）中小事業1億円、国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

➡ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）

：0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

生活衛生関係の事業者向け融資制度

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、生活衛生関係の事業者の皆様は以下の支援策をご活用いただくことが可能です。

融資

一般向け支援と同様に、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引下げなし

金利▲0.9引下げ

実質無利子融資

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策衛経

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

衛生環境激変対策特別貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利を▲0.9%引下げ、飲食店・喫茶店営業の方は別枠1,000万円、旅館業の方は別枠3,000万円で融資

+

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度
(32ページ)を併用することで実質的な無利子化を実現

担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。

【融資対象】生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
- a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（振興計画認定組合の組合員の方）
設備資金（振興計画認定組合の組合員以外の方）

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】6,000万円 **【担保】**無担保

【金利】当初3年間基準金利▲0.9%（1.36%→0.46%）、
4年目以降基準金利

【利下げ限度額】3,000万円

※金利は令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

- ➡ **平日のご相談** 日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830
- ➡ **土日・祝日のご相談** 日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：098-941-1795

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策経融資

※新型コロナウイルス対策経に特別利子補給制度（32ページ）
を併用することで実質的な無利子化を実現

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で3,000万円となります。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

▶ **平日のご相談**

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

▶ **土日・祝日のご相談**

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。また、公庫の既往債務の借換も実質無利子化の対象に。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナ対策衛経」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：3,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計金額

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】 基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※令和2年5月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

➡ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）

：0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

小規模企業共済制度の 特例緊急経営安定貸付等

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】

2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

【貸付利率】

無利子

【償還期間】

貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合には6年（いずれも据置期間1年を含む。）

【償還方法】

6か月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】

不要

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

小規模企業共済制度の 特例緊急経営安定貸付等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月1日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の見直しをお選びいただけます。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

①掛金の納付期限の延長

掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

②掛金月額の減額

掛金月額は、1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

経営セーフティ共済とは

取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度です。このたび新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者の皆様に、以下の特例措置を講じています。

共済金の償還（返済）期日の繰下げ

<償還（返済）中のお客様>

お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を6か月間停止することができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※償還停止期間終了後からは、通常通りの約定償還が開始されます。

<これから償還（返済）を開始されるお客様（新規含む）>

お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を6か月間遅らせることができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※6か月の据置期間に加え、6か月間の償還期日の繰下げを行うことにより、償還が開始されるのは、借入れから1年後となります。

※受付期限は、前月20日です。（機構必着）

受付期限を過ぎた場合は、翌月分の受付となります。

一時貸付金の返済猶予

<令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れ、令和2年4月7日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

<令和2年4月7日以降に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規（令和2年4月7日から令和3年4月7日までの期間）で借り入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

※6か月の返済猶予期間中は、違約金（延滞利息）は発生いたしません。

※返済猶予期間の途中であっても、返済あるいは借換をすることが可能ですので、ご希望の方は、下記共済相談室（コールセンター）までお申し出ください。後日、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

掛金の納付期限の延長等

< (a) 掛止めをする >

掛金総額が掛金月額に40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

※掛止め (a) と掛金月額の減額 (b) の手続きを同時に行うことができます。

※掛金の掛止め (a) により掛金納付月数が40か月以下となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下回ることがありますのでご注意ください。お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

< (b) 掛金月額を減額する >

事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。

(月額5,000円まで減額できます。※5,000円単位)

< (c) 掛金の納付期限を延長する >

令和2年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の2か月分ずつ納めていただくこととなります (ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください)。

※受付期限は、いずれも毎月5日です。(機構必着)

【各種申請様式・詳細】

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置の各種申請様式、詳細情報はWEBページをご確認ください。

中小企業基盤整備機構HP (特例措置関連ページ)

https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html



中小企業基盤整備機構HP
(特例措置関連ページ)

【お問合せ先】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00~18:00 (電話) 050-5541-7171

DBJ・商工中金による 危機対応融資

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者

【資金の使いみち】

設備資金、運転資金等

【貸付期間】

設備20年以内、運転15年以内

【うち据置期間】

5年以内

【融資額】

危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定

【金利】

期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定
※利子補給はございません

【お問合せ先】

日本政策投資銀行お問い合わせ先（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口） 0120-598-600

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

熊本市の農業者向け金融支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経営が悪化した農業者が、今後の経営に支障を来さないよう、**5年間の利子全額補助・保証料不要の貸付**を行います。

〔国指定分〕 農林漁業セーフティネット資金	
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で農業経営が悪化した農業者
貸付対象（用途）	運転資金（肥料、農薬、資材費、その他経営に必要な経費等）
融資限度額	1,200万円（限度額引き上げも場合により可能。）
貸付金利	0.16%～0.17%（R2.4.20現在）
償還期間	10年以内（うち据置期間3年以内）
利子補給期間	5年間無利子化
融資機関	日本政策金融公庫 熊本支店
備考	農業のほか、林業及び漁業も対象です。
問合せ先	最寄りの農業協同組合 日本政策金融公庫 熊本支店 Tel 096-353-3104
〔県指定分〕 新型コロナウイルス対策緊急支援資金	
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、農業収入が前期より10%以上減少した（見込み）等の農業者
貸付対象（用途）	運転資金（肥料、農薬、資材費、その他経営に必要な経費等）
融資限度額	1,000万円
貸付金利	1.50%（R2.4.20現在）
償還期間	10年以内（うち据置期間3年以内）
利子補給期間	5年間無利子化
融資機関	農業協同組合・農林中央金庫・知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合
保証料	0%（県と市で負担）
問合せ先	熊本市 農業支援課 Tel 096-328-2384

熊本市緊急家賃支援金

制度概要	<p>緊急事態宣言に基づく熊本県からの休業要請を受け休業した施設や時間短縮営業をした飲食店などの、店舗の1か月分の家賃の8割相当額（上限あり）を支援します。</p>
対象者	<p>次の①～③の全ての要件を満たす方</p> <p>①以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア、熊本県が指定した「協力要請施設」に該当し、実際に休業に応じたこと。</p> <p>イ、熊本県が指定した「協力要請しない施設」の「食事提供施設」に該当し、実際に時間短縮営業をしたこと。</p> <p>②熊本市内において、店舗を賃借している中小・小規模事業者 （ただし熊本県外に本社を有する場合は除く。）</p> <p>③緊急事態宣言に基づき、熊本県が休業要請を行った日（令和2年4月21日）において、事業を継続していること。</p>
支援金	<p>1か月分の家賃（上限額35万円）の8割相当額</p> <p>※家賃：賃貸借契約書等に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場代は除きます。）</p> <p>※支援は1回のみ</p>
受付期間 申込方法	<p>令和2年5月7日（木）～6月30日（火）<u>郵送のみ</u>の受付（※6月30日までの消印有効）</p> <p>※感染症拡大を回避するため、窓口持参での受付は行いません。</p>
問合せ先	<p>熊本市緊急家賃支援金相談窓口 0570-096-700 （受付時間 9：00～17：00 平日・土日）</p>

熊本市緊急家賃支援金について

店舗の家賃の一部を支援します！

緊急事態宣言に基づく熊本県からの休業要請を受け休業した施設や時間短縮営業をした飲食店などの、店舗の1か月分の家賃の8割相当額(上限あり)を支援します。



対象者

次の①～③の全ての要件を満たす方

- ① 以下のいずれかに該当すること。
 - ア、熊本県が指定した「協力要請施設」に該当し、実際に休業に応じたこと。
 - イ、熊本県が指定した「協力要請しない施設」の「食事提供施設」に該当し、実際に時間短縮営業をしたこと。
- ② 熊本市内において店舗を賃借している中小・小規模事業者(ただし熊本県外に本社を有する場合は除く。)
- ③ 緊急事態宣言に基づき熊本県が休業要請を行った日(令和2年4月21日)において、事業を継続していること。

熊本県が休業要請を行った施設一覧の確認はこちらからできます→
(熊本県ホームページ)



支援金

1か月分の家賃(上限額35万円)の8割相当額、支援は1回のみ

※家賃とは？：賃貸借契約書等に定められた賃借料(管理費、共益費、駐車場代は除きます。)

※家賃が35万円を超える方も申請可能ですが、支援金は上限35万円の8割相当額(28万円)となります。

- (例)・家賃50万円の場合 家賃上限350,000円×80%=280,000円(支援金の額)
・家賃35万円の場合 家賃 350,000円×80%=280,000円(支援金の額)
・家賃25.4万円の場合 家賃 254,000円×80%=203,000円(支援金の額) ※1,000円未満切捨て

受付期間・申込方法

令和2年5月7日(木)～6月30日(火) 郵送のみの受付

※感染症拡大を回避するため、窓口持参での受付は行いません。 ※6月30日までの消印有効

申請書類などの詳細については、裏面をご覧ください。

(送付先) 〒860-8601 (市役所専用郵便番号)
熊本市緊急家賃支援金 受付担当 宛
※この郵便番号を記載すれば住所の記載を省略できます。

問い合わせ先

熊本市緊急家賃支援金相談窓口 電話 **0570-096-700**

受付時間/9:00～17:00まで 土・日も開設しています！



詳細については熊本市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kumamoto.jp/corona/>

申込の流れ（提出書類など）

① 申込

<提出書類>

- 熊本市緊急家賃支援金交付申込書（様式第1号）
- 請求書（様式第3号） 誓約書兼同意書
- 委任状
※必要な方のみ提出：申込者（代表者）と請求書の口座名義人が異なる場合は必須
- 添付書類 ①～⑤を全て提出してください。

- ① 賃貸借契約書の写し
（賃料、店舗所在地、貸主、借主、不動産管理会社名を確認できる部分すべてをコピーしてください。）
- ② 休業要請期間以前の営業実態が確認できる書類の写し
（確定申告書、開業届、営業許可証など）
※食事提供施設に該当する場合は、必ず営業許可証もあわせて提出してください。
- ③ 店舗の外観・内観がわかるもの
（店舗の写真をプリントアウトしたものなど）
- ④ 休業や時間短縮営業の状況が確認できるもの
（休業期間などを告知している貼紙やホームページなど）
- ⑤ 振込口座の通帳の写し
（金融機関、支店、口座番号及び口座名義人の表記がある箇所）
※原則、申込者（代表者）と口座名義人は一致させてください。異なる場合は委任状が必要。

② 審査・決定

<書類審査、支給の決定>

- ・ 提出書類の内容を審査し、交付額を決定します。
- ・ 申請者宛には、「熊本市緊急家賃支援金交付決定及び交付確定通知書」を送付します。
※対象要件に該当しないなど、支援金交付の非該当となった場合についても、上記通知書にてお知らせします。

③ 振込

<口座振込>

- 手元に交付確定通知書が届いた後、指定口座に振込があります。
※口座振込は、書類に不備等がなければ、申請書受理から概ね2週間を見込んでいます。

申請書などのダウンロード

申請書様式は、熊本市ホームページよりダウンロードしてください。



詳細については熊本市ホームページをご確認ください。
<https://www.city.kumamoto.jp/corona/>

熊本県休業要請協力金

制度概要	新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、熊本県が行う施設の使用停止の要請・依頼に全面的に協力した中小企業者等に対して、県が熊本県休業要請協力金を交付します。
対象者	次の①～④の全ての要件を満たす方 ①熊本県内で休業要請等の対象施設を運営する中小企業者等（個人事業主を含む。）であること。 ②休業要請等を実施（令和2年4月21日）する以前から、休業要請等の対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、当該施設を運営していること。 ③休業要請等期間（令和2年4月22日から5月6日まで）の全てにわたって休業したこと。 ※ただし、仕入先等関係者との調整、従業員の配置調整その他正当な理由により同期間の全てにわたって休業することが困難であった者については、遅くとも令和2年4月25日から休業を開始し、同年5月6日まで全て休業した場合に限り交付対象とします。 ④暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する中小企業者等ではないこと。
交付額	1事業者当たり 一律10万円
受付期間 申込方法	令和2年5月7日（木）～6月30日（火）（予定） <u>郵送のみの受付</u> （※6月30日までの消印有効） ※持参による申請は、感染防止の観点から原則として受け付けておりません。
問合せ先	熊本県商工政策課 休業要請協力金 専用相談窓口 096-333-2828 （9時～19時 / 平日・土日・祝日）

詳細につきましては、熊本県のHP（右のQRコード）をご覧ください。



熊本県事業継続支援金

制度概要	国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業等を県が重点的に支援します。
対象者	<p>国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業者等（個人事業主を含む。）のうち、ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者。 ※なお、国の「持続化給付金」との重複申請（受給）はできません。</p> <p><法人の場合> ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満 又は、 ・上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。</p> <p>※創業特例 令和2年1月以降に創業（開業）した事業者については、国の「持続化給付金」の対象にならないため、今回、同年1月以降4月30日までに創業し、事業収入を得ている事業者については、特例として、県の事業継続支援金により支援することとします（この場合、50%以上減少している事業者も対象とします。）。</p>
交付額	<p>法人：20万円（上限額） 個人事業者：10万円（上限額）</p>
受付期間 申込方法	<p>令和2年5月26日（火）～令和3年1月15日（金） 予定 郵送による受付</p> <p>※感染防止の観点から持参による申請はご遠慮願います。</p>
問合せ先	<p>休業要請や支援策についての相談窓口 096-333-2828 (9時～19時 / 平日・土日・祝日)</p>

※詳細につきましては、熊本県のHP（右のQRコード）をご確認ください。



持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
 - (Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
 - (Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>



【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。

経済産業省HP（持続化給付金）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



【お問合せ先】

持続化給付金事業 コールセンター

直通番号：0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8時30分～19時00分

※5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く）

持続化給付金

【申請サポート会場】

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、5月12日（火）より順次、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。必要書類のコピー（できれば現物）をご持参の上、お越し下さい。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。事前予約無しに御来場いただいてもサポートが受けられませんので、ご注意下さい。

開催場所一覧は、経済産業省HPで公開中です。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf>

※順次情報を更新します。



【事前予約の方法】

予約方法は、①Web予約、②電話予約（自動）、③電話予約（オペレーター対応）の3パターンがございます。

①Web予約

「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



②電話予約（自動）

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。自動ガイダンスで、予約方法を案内します。0120-835-130 受付時間：24時間予約可能

※その際、予約する会場の【会場番号】が必要になりますので、事前にお近くの【会場番号】をご確認ください。FAX 送信（同番号）でお取り寄せ頂くか、下記の「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」までお問合せください。

③電話予約（オペレーター対応）

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。

0570-077-866、受付時間：平日、土日祝日ともに、9時～18時

その他、申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、

「持続化給付金」の事務局HPまたは、経済産業省HPをご確認ください。

【持続化給付金の事務局HP】

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



【経済産業省HP】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/shinsei-support.html>



持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター **0120-115-570**

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも
できる！

持続化給付金の申請用HP (<https://ijizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

法人・個人の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

熊本市小規模事業者等緊急支援補助金

制度概要	小規模事業者等が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う業態転換、販路拡大の取組を支援。
対象者	【主な要件】以下の①～③を満たす者 ① 熊本市内で事業を行っている小規模事業者。 ② 売上が前年同月比70%以上減少している事業者。 ③ 国が実施する「小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉」の申請を行い、採択されなかった事業者。
補助上限	30万円
補助率	2/3以内
問合せ先	熊本市産業振興課 096-328-2950

※制度の内容については、熊本市において現在検討中のため、詳細が決まり次第お知らせいたします。

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援します。

生産性革命推進事業には、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業がございます。今回、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠※」を設けます。

① ものづくり・商業・サービス補助

➤ 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小1/2、小規模2/3

【特別枠】 補助上限：1,000万円 補助率 **中小2/3**、小規模2/3

② 持続化補助

➤ 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3

【特別枠】 **補助上限：100万円** 補助率：2/3

③ IT導入補助

➤ ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限：30～450万円 補助率：1/2

【特別枠】 補助上限：30～450万円 **補助率：2/3**

ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象に

■ 各補助事業の公募スケジュール

① ものづくり・商業・サービス補助

通常枠・特別枠共通：
公募中、申請締切 5月20日（水）17時

② 持続化補助

通常枠：公募中、6月5日（金）当日消印有効
特別枠：公募中、5月15日（金）必着

③ IT導入補助

通常枠・特別枠共通：5月上旬～5月中予定

※特別枠は、年度内に予定している締切に適用します。



特別枠の申請要件等は次のページをご確認ください。

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援します。

■ 特別枠の申請要件（3つの補助事業に共通）

【申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供）

C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること
（例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入）

なお、「**通常枠**」でも新型コロナウイルス感染症で影響を受けていることを条件に、優先的に採択する措置が講じられる場合があります。

影響を受けた事業者の優先採択措置【通常枠】

- ①ものづくり補助：特別枠で採択されなかった事業者は、通常枠で再度審査
その際は、加点措置を講じる
- ②持続化補助：感染症の影響によって売上が減少した事業者等を審査に
おいて加点
- ③IT導入補助：テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加点

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
<https://seisansei.smrj.go.jp>

【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】
中小企業基盤整備機構 企画部
生産性革命推進事業室：03-6459-0866



※次ページ以降で、各補助事業に関する情報を掲載しています。

①ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

基本情報

対象 : 中小企業・小規模事業者 等

補助上限 : 原則1,000万円

補助率 : 中小1/2、小規模2/3

(特別枠は、一律2/3) ※詳細は50、51ページ参照

※特別枠については、補助対象経費に広告宣伝・販売促進費も加わります。

想定される活用例

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

公募スケジュール（2次締切） ※通常枠・特別枠共通

申請開始 : 4月20日（月）17時（公募要領公開中）

申請締切 : 5月20日（水）17時

※2次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年8月（3次）、11月（4次）、令和3年2月（5次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

ものづくり補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり・商業・サービス補助についてのお問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

または、右のQRコードよりご確認ください。



現在、コロナウイルス感染拡大防止のため、コールセンターの体制を大幅に縮小させていただいております。そのため、ご照会につきましては、原則電子メールにてお願いいたします。ご照会内容によって、宛先が異なりますのでご注意ください。

公募要領に関するお問合わせ : monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問合わせ :

monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

お問い合わせが集中した場合、ご回答までにお時間をいただく場合がありますので、お問い合わせの前に公募要領、マニュアルをご確認いただきますようお願いいたします。

②-1 持続化補助（一般型）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者 等

補助上限：50万円

補助率：2/3

※感染症の影響によって売上が減少した事業者等を審査において加点

※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年創業者については創業の事実は登記簿又は開業届の写しにより確認）

想定される活用例

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムを活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

公募スケジュール（2次締切）

公募中

2次締切：6月5日（金）当日消印有効

※2次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年10月（3次）、2月（4次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

持続化補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助（一般型）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

または、右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：03-6670-2540

受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）



日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

または、右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：03-6447-2389

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



②-2 持続化補助（コロナ特別対応型）

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者 等

補助上限：100万円

補助率：2/3

※売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2（最大50万円）を即時支給する。

※2月18日以降に実施した取組まで遡って補助する。

想定される活用例

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始
- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する

公募スケジュール

申請開始：5月1日（金）

1次締切：5月15日（金）必着

※締切り後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

特別枠（コロナ特別対応型）の申請要件

51ページをご確認ください。

応募方法等の詳細は、下記サイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助（コロナ特別対応型）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

または、右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：03-6670-3960

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



日本商工会議所 <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

または、右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：03-6447-5485

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



③ IT導入補助

ITツール導入による業務効率化等を支援。5月からベンダー・ツール登録を開始し、同時に補助事業者の申請受付を開始予定。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者 等

補助額：30～450万円

補助率：1/2（特別枠は、2/3）※詳細は50、51ページ参照

※通常枠でも、テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加点

想定される活用例

・在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する

※特別枠に限り、PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象

公募スケジュール（2次締切）

公募要領公開：4月24日（金）

申請開始：5月11日（月）

申請締切：5月29日（金）17時

※2次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内に、令和2年9月、12月に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（9月の締切の前倒し・締切追加を検討しており、制度内容、予定は変更する場合がございます。）

IT導入補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【IT導入補助についてのお問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/>

または右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

※「IT導入補助金2020」に関するお問い合わせは以下のお問い合わせフォームにおいても受け付けております。

https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm_R1_Page

お問い合わせの混雑が予想されるため、回答までにお時間を頂く場合がありますので、お問い合わせの前に各種要領、手引きをご確認いただきますようお願いいたします。



サプライチェーン対策のための 国内投資促進事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援します。

基本情報

対象：大企業・中小企業等

補助率：大企業1/2以内、中小企業等2/3以内 等

補助対象経費：建物・設備の導入費（F/S含む）

事業イメージ

(1) 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備

(例)海外の生産拠点を日本国内にも確保



(2) 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の生産拠点等整備

(例)輸入に依存していた製品等の国内における生産拠点整備



※公募スケジュールは未定です。

【お問合せ先】

①制度について

地域経済産業政策課 電話番号：03-3501-1697

②事業実施について

地域産業基盤整備課 電話番号：03-3501-1677

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】 ※下線が令和2年4月1日から拡大

○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業9/10、大企業3/4）
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ
（中小企業2,400円、大企業1,800円）
- ④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

○受給要件の更なる緩和

※休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用

- ⑦ 生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、5%減少）
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑪ 休業規模の要件を緩和

○活用しやすさ

※休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用

- ⑫ 事後提出を可能とし提出期間を令和2年6月30日まで延長
- ⑬ 短時間一斉休業の要件を緩和
- ⑭ 残業相殺制度を当面停止
- ⑮ 申請書類の大幅な簡素化

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ

またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。

0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ



雇用調整助成金の特例措置

更なる拡大について

中小企業において、労働基準法上の基準（60%）を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう、以下の拡充を行います。

【特例措置の内容 1】

- ※ 1 令和 2 年 4 月 8 日以降の期間を含む支給単位期間に遡って適用
- ※ 2 対象労働者 1 人 1 日 当たり 8,330 円 が 上限

拡充 1. 中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。

休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県知事が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
- 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
 1. 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
 2. 上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること（支払率が60%以上の場合に限る）

※ 教育訓練を行わせた場合も同様

拡充 2. 1 に該当しない場合であっても、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に100%にします。

【特例措置の内容 2】

※ 休業等の初日が令和 2 年 1 月 24 日から令和 2 年 7 月 23 日までの場合に適用生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅を広げました。

従来の雇用調整助成金の特例措置においては、最近 1 ヶ月間の生産指標と前年同月の生産指標とを比較することとし、事業所を設置して 1 年未満に満たない事業所については、令和元年 12 月と比較できることとしていました。

今般、これを緩和し、前年同月と比較できない事業所については、

- ① **前々年同月**
- ② **前年同月から計画届けを提出する前々月の12ヶ月のうち、適切な1ヶ月いずれかと比較して、5%減少していることが確認できれば、雇用調整助成金の特例が利用可能となります。**

小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。 ※大企業、中小企業ともに同様


【適用日】

令和2年2月27日～6月30日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター：[0120-60-3999](tel:0120-60-3999)

詳細は、 **新型コロナ 休暇支援** で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

【対象者】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【一定の要件】

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）


【適用日】

令和2年2月27日～6月30日

※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター：0120-60-3999

詳細は、 臨時休業 個人委託 で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



個人向け緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化します。3月25日より申請受付開始。

■ 緊急小口資金

➡ 一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限】

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内

【据置期間】1年以内 【償還期限】2年以内 【貸付利子】無利子

■ 総合支援資金（生活支援費）

➡ 生活の立て直しが必要な方（主に失業された方）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内

※貸付期間は原則3月以内

【据置期間】1年以内 【償還期限】10年以内 【貸付利子】無利子

※総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。
※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮します。

【お問合せ先】

お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）

※多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



テレワークにかかる 専門家からの指導・助言

1. テレワークマネージャー派遣事業（総務省）

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施します。

【相談実施期間】2021年3月31日（水）まで

【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

※新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間は、Web・電話相談を実施します(テレワークマネージャーの派遣による相談の再開時期等は、別途、総務省HPでお知らせします。)

詳細・応募方法は右のQRコードよりご確認ください。



2. テレワーク・サポートネットワーク事業（総務省）（6月上旬開始予定）

全国各地の中小企業等へのテレワーク普及促進のため、各地域における中小企業支援の担い手となる主体と連携し、これら団体の既存の窓口においてテレワーク導入に向けたサポートを実施します。

詳細等は決定次第総務省HPに掲載いたします。
またテレワークお役立ち情報はこちら



3. 中小企業デジタル化応援隊事業（再掲）

テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる事業の開始に向け、中小企業基盤整備機構が準備中です。

（5ページ参照）

テレワーク設備導入 にかかる費用の支援

1. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。 ※令和2年4月28日、5月1日一部改正

●新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースの主な改正点

令和2年2月17日以降の取組について

- ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします。
 - ・パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用（※）も対象とします。
- ※5月31日までの経費であり、かつ、同日までに支出されたものに限りま

●テレワークコースの主な改正点

- ・1人当たりの上限額及び1企業当たりの上限額を倍増します。
- ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします。
- ・成果目標を見直します。

詳細・応募方法は以下QRコードよりご確認ください。

新型コロナウイルス感染症
対策のためのテレワークコース



テレワークコース



2. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（55ページ参照）

3. 税制面での支援

①少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

②中小企業経営強化税制 ※詳細は調整中

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

 中小企業税制パンフレット で検索、または右のQRコード

よりご確認ください。 ※税制パンフレット9、22ページに記載しております。



新型コロナウイルス感染症対策 オンライン合同就職説明会

1 目的

新型コロナウイルスの感染拡大が雇用情勢に深刻な影響を与えることを回避するため、人材を必要とする企業と求職者(失業者等)との合同就職説明会を、オンラインを活用して実施するとともに、仕事を必要とする多くの求職者へ行き届く広報を行うことにより、"雇用の安定"と"経済活性化"を図るもの

2 対象者

人材を必要とする企業及び求職者(新卒者・内定取消者・雇止め対象者・失業者等)

3 実施内容

ZOOM等のWEB会議システムを活用し、WEB就職説明会を開催する。

(1) 合同就職説明会リアルタイム配信

- ・求人企業1社ごとに非対面式のWEBオンライン就職面談
- ・1社あたりの持ち時間は20分、求職者はチャットでの質問を予定

(2) 録画配信

- ・上記配信内容を録画し、後日、専用HPにて閲覧可能

4 開催予定日

令和2年度は4回を予定。

- (1) 5月29日(金)・30日(土)・31日(日)
- (2) 7月(3日間) 予定
- (3) 9月(3日間) 予定
- (4) 11月(3日間) 予定

5 企業募集

1回(3日間)あたり40社を予定。

熊本市HP等で募集を行う。応募多数の場合は、求人数や採用条件により選定。

6 参加者(求職者)募集(第1回目5月29日~31日⇒応募締め切り5月28日まで)

- ・熊本市HP、SNS、求人誌などで告知・応募を実施。
- ・参加求職者募集サイト：<https://online.atsumaru.jp/>
- ・1社あたりの参加求職者数上限：100名



お問合せ

経済政策課 しごとづくり推進室
(096) 328-2377

納税猶予・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

<①申告（及び納税）にお困りの方>（詳細はP66）

		個人・法人全ての方が対象
申告・納税期限の延長	全事業者	<p>申告が必要な以下の税</p> <ul style="list-style-type: none"> 申告所得税(及び復興特別所得税) ・法人税 消費税 ・贈与税 相続税 の申告(※) <p>→ 申告期限以降も、柔軟に受付</p> <p>✓ 基本的には、延滞税・利子税は発生しません</p> <p>✓ 申告書の作成又は来署することが可能になった時点での税務署への申し出で受け付けます。</p>

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

<②お支払いが困難な方>

✓ **納税期限**（延長された期限を含む。）**までにお支払いが困難な方**

納税の猶予	事業収入が 20%以上減少	<p>原則全ての税（詳細はP 67）</p> <p>2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上）</p> <p>→ 無担保+延滞税なしで、1年間納税猶予</p>
	個別の事情がある場合	<p>国税（詳細はP 68）</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、1年間猶予（状況に応じて更に1年間猶予される場合あり） 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除 財産の差押えや換価（売却）が猶予 <p>※税務署において所定の審査を行います。 ※地方税においても、国税と同様の措置を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。（詳細はP69）</p> <p><個別の事情></p> <p>①災害により財産に相当な損失が生じた場合 ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合 ③事業を廃止し、又は休止した場合 ④事業に著しい損失を受けた場合</p>

○イメージ（事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合）



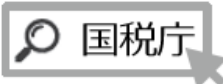
1. 税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年3月16日(月)	・4月16日（木）まで期限を延長
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日(火)	・ <u>4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受付</u>
贈与税	令和2年3月16日(月)	※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

- ◆ 4月17日（金）以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。
- ◆ 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- ◆ 令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf



○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と

源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>



2. 事業収入が減少する場合の納税猶予（国税・地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2020年2月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

2020年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、事業収入[※]が前年同期比概ね20%以上減少した場合、

※ 法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

- ◆ 原則、1年間納税猶予が認められます。
- ◆ 担保の提供は不要です。
- ◆ 猶予期間中の延滞税が免除されます。

※標準的な税の納付期限

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）
- ※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）
- ・申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf



3. 個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

◆ 原則、**1年間猶予が認められます。**

(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)

◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。

◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、

以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



4. 個別の事情がある場合の地方税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

欠損金の繰戻し還付

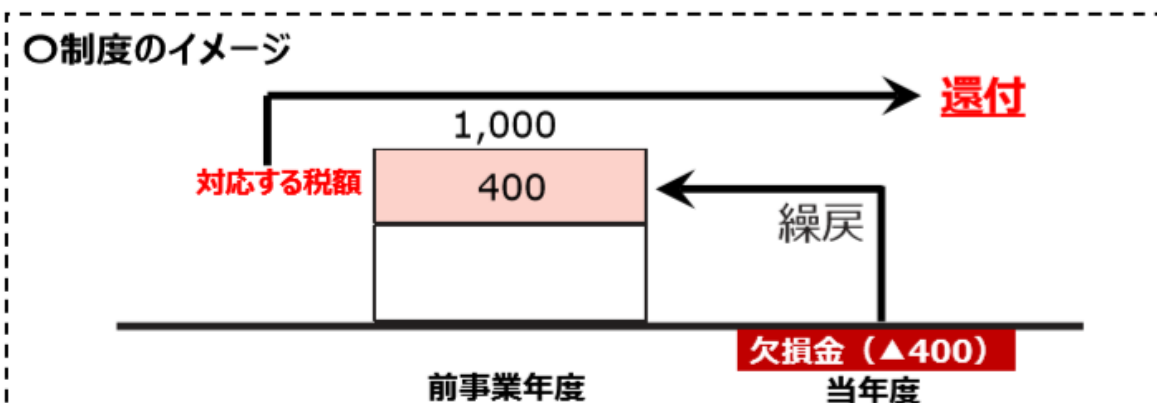
1. 欠損金の繰戻し還付制度

資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

現行	特例
中小企業者（資本金1億円以下）	➡ 資本金1億円超～10億円以下の法人に拡大

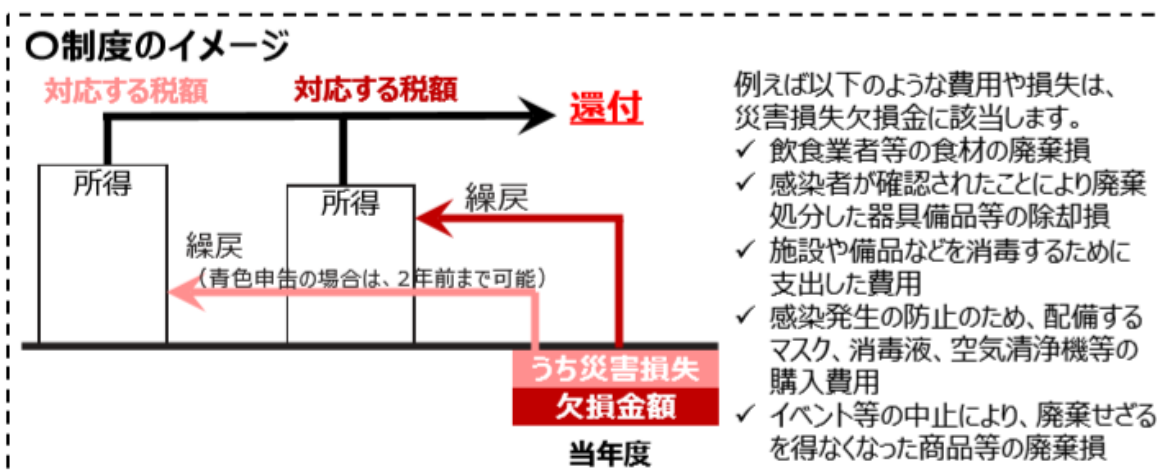
※令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用



2. 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度です。



詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf



固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

- (※1) **納税猶予**の要件
→ 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が
前年同期比概ね**20%以上減少**
- (※2) **軽減・免除**の要件
→2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率
・**50%以上減少** : **ゼロ**
・**30%以上50%未満** : **1/2**

支払い 対象 資産	2020年 (2020年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2021年 (2021年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2022年 (2022年1月1日時点で 保有するものが課税対象)
土地 【固定資産税・ 都市計画税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分の支払い 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
事業用家屋 【固定資産税 ・都市計画税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2) 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産；2020年4月30日～2023年3月31日まで に取得したもの。 ・先端設備等導入計画の提出が必要です。			
償却資産 (機械・設備等) 【固定資産税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2) 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産；2017年～2023年3月31日までに取得したもの (2020年4月30日以降に取得した 構築物も対象) ・先端設備等導入計画の提出が必要です。			

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口 : 0570-077322

固定資産税等の軽減

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含まれます）の保有する建物や設備等の**来年（2021年）**※の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※今年（2020年）の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合があります。詳細はP67をご覧ください。

＜減免対象＞ ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）
 ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する**固定資産税**（通常、取得額または評価額の1.4%）
 ・事業用家屋に対する**都市計画税**（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

国 （導入促進指針の策定） 協議 ↑ ↓ 同意	対象地域 全国1,646自治体 （うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
市町村 （導入促進基本計画の策定） 申請 ↑ ↓ 認定	
中小企業 （先端設備等導入計画の策定）	対象設備 機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの 事業用家屋と構築物を対象追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。
	特例措置 固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口：0570-077322

厚生年金保険料等の猶予制度

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を經由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

**猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。
詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。**

※健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



申請書類・手続等（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kou nen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>



国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。

厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

1. 届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

2. 保険料（税）徴収猶予の取扱いについて

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

【お問合せ先】

- 国民健康保険料（税）について
⇒お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
（国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合）
- 後期高齢者医療制度の保険料について
⇒お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について
⇒お住まいの市区町村の介護保険担当課

電気・ガス料金の支払猶予等について

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請いたしました（4月7日）。

【お問合せ先】

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者にご相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)
https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf



ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)
https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf



※緊急小口資金若しくは総合支援資金の貸付を受けた方、これらの貸付を受けようとする方又は電気・ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる方については、託送料金等の支払期日を3ヶ月繰り延べる等の措置（注）を講じています（5月13日）。

（注）措置を講じている事業者

○電気：北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社

○ガス：東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、東部瓦斯株式会社等

水道料金・下水道使用料の 支払猶予等について

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水道料金・下水道使用料の支払いに困難な事情がある方に対しては、支払い猶予や分割納付等のご相談に応じますので、料金課お客さまセンターへお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

熊本市上下水道局 料金課お客さまセンター

電話 096-381-1118

※ 平日 8:30~17:15

リンク集

Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。

A. 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。



経営課題を解決する羅針盤

[https://j-net21.smrj.go.jp/
support/tsdlje00000085bc.html](https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html)



Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。

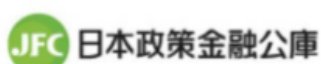
A. 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/
attach/pdf/index-25.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-25.pdf)



Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。

A. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。



[https://www.jfc.go.jp/n/finance/
saftynt/covid_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html)



[https://www.shokochukin.
co.jp/disaster/corona.html](https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html)



[https://www.zenshinhoren.or.jp/
model-case/keiei-shisho.html](https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html)



Q. コロナ対策を含む中小企業向けの支援策を検索したい。

A. 補助金等の制度検索から電子申請までをサポートする「ミラサポplus」では、各種支援策をキーワードで検索することができます。



[https://seido-navi.mirasapo-
plus.go.jp/catalogs](https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/catalogs)





熊本市 特別定額給付金

市民1人につき10万円 について

熊本市の「特別定額給付金コールセンター」を開設しました。

【特別定額給付金のお問い合わせ】

コールセンター ☎ **0570-096-456**

【受付時間：平日9時～17時】（※当面の間、土曜・日曜、祝日も受付けます。）

【特別定額給付金概要】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、申請方法は「郵送申請方式」および「オンライン申請方式」となります。
※ 郵送申請方式の申請書は、5月上旬から順次発送いたします。
- 給付対象者は、基準日[令和2年(2020年)4月27日]において、熊本市の住民基本台帳に記録されている方。
- 受給者は対象者が所属する世帯の「世帯主」となります。

【オンライン申請 マイナポータルがおすすめです!】

- マイナンバーカードを所有する世帯主で、内閣府が提供する「マイナポータル」を利用できる方が対象です。
詳しい内容は「マイナポータル」にてご確認ください。

特別定額給付金制度の概要についてのお問い合わせ

総務省コールセンター《受付時間：平日9時～18時30分》

5月1日まで ☎ **03-5638-5855**

5月2日以降 ☎ **0120-260020** (フリーダイヤル)


熊本市ホームページ
<https://www.city.kumamoto.jp/>



あなたが暮らす「まち」の情報をお届け
熊本市LINEアカウント



“あなたにいいコト” どんどん広がる

 マイナポータル



新型コロナウイルス感染症対策

のための **相談窓口** を開設します

【令和2年5月21日～6月30日】

このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。



日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

熊本県行政書士会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている事業者及び地域の皆さまに対する支援として、次のような国の施策に対する相談窓口を開設いたします。

- 🐾 持続化給付金
- 🐾 日本政策金融公庫各種融資等
- 🐾 経済産業省各種補助金等
- 🐾 外国人在留資格の取扱い等

- 電子申請に不慣れでなかなか申請が進まない
- 制度内容が複雑で自分が対象となるのかどうかよくわからない
- 補助・融資制度を利用して事業の立て直しを行いたいが、どの制度を利用すればよいかわからない
- 外国人在留資格制度の取扱い等について知りたい

などでお困りの方は、下記までお電話にてお問い合わせください。

熊本県行政書士会



096-385-7301

【受付時間】平日10:00～16:00

※行政書士は国家資格者です。官公署に提出する書類（補助金申請等）の作成、申請等の代理は、他の法律で定めのある場合を除き、行政書士の業務です。

※熊本県内には622名の行政書士がいます（令和2年5月15日現在）。お近くの行政書士にもお気軽にご相談ください。

熊本市担当部署一覧

☆熊本市 経済観光局産業部（市役所8階）

経済政策課	(電話番号)096-328-2375	8時30分～17時15分
経済政策課 しごとづくり推進室	(電話番号)096-328-2377	8時30分～17時15分
商業金融課	(電話番号)096-328-2424	8時30分～17時15分
産業振興課	(電話番号)096-328-2950	8時30分～17時15分
産業振興課 企業立地推進室	(電話番号)096-328-2386	8時30分～17時15分